府　令

○内閣府令第二十三号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十九条第三項及び第五十二条の二十七第二項の規定に基づき、銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年三月二十九日　　内閣総理大臣　岸田　文雄

銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
別紙様式第１号（第18条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）	**別紙様式第１号**（第18条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）
中間業務報告書	中間業務報告書
第　期中（　年　月　日から 　年　月　日まで）	第　期中（　年　月　日から 　年　月　日まで）
株式会社　　銀行	株式会社　　銀行
年　月　日	年　月　日
金融庁長官　殿	金融庁長官　殿
住　所 株式会社　　銀行 代表取締役　氏　　名	住　所 株式会社　　銀行 代表取締役　氏　　名
年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。	年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。
目　次	目　次
［第１～第５　略］	［第１～第５　同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
［１～７　略］	［１～７　同左］
第１　第　期中（　年　月　日から 　年　月　日まで）中間事業概況書	第１　第　期中（　年　月　日から 　年　月　日まで）中間事業概況書
［１～５　略］	［１～５　同左］
６　自己資本比率の状況	６　自己資本比率の状況
〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕	〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕
信用リスク・アセット算出手法	信用リスク・アセット算出手法
（単位：百万円）	（単位：百万円）
項目 / 当中間期末 / 経過措置による不算入額 / 前期末 / 経過措置による不算入額	項目 / 当中間期末 / 経過措置による不算入額 / 前期末 / 経過措置による不算入額
［略］	［同左］